

総合評価落札方式簡易Ⅱ型（事後審査）

一般競争入札の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和8年度山形県庄内総合支庁農業技術普及課産地研究室第一揚水室給水設備更新工事の請負について、一般競争入札（簡易Ⅱ型総合評価落札方式（事後審査））を次のとおり行う。

なお、この入札は書面入札により執行する。

令和8年9月25日

山形県知事 吉村 美栄子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形県酒田市浜中字八窪1

山形県庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室 大会議室

(2) 日時 令和8年10月13日（火）午前10時

2 入札に付する事項

(1) 工 事 名 令和8年度山形県庄内総合支庁農業技術普及課産地研究室
第一揚水室給水設備更新工事

(2) 工事の場所 酒田市浜中地内

(3) 工事の概要 第一揚水室給水設備更新 1式

(4) 工 期 令和9年3月26日まで

(5) 予 定 価 格 事後公表

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登載されている者（復旧・復興建設工事共同企業体を除く。）であること。

(2) 本工事の入札において、他の事業協同組合の構成員になっていないこと。

(3) 機械器具設置工事に登載されていること。

(4) 山形県庄内総合支庁管内に主たる営業所（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に該当する者を置く営業所に限る。）を有すること。

(5) 次に掲げる要件を満たす主任技術者を対象工事に配置（経常建設工事共同企業体にあつては、全ての構成員が配置すること。）できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者は、兼務できる（8(6)に該当する場合を除く。）。

イ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）に合格した者。

ロ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に建築学、機械工学、電気工学に関する学科を修めた者。

ハ 機械器具設置工事に関し10年以上実務の経験を有する者。

ニ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

(6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用が除外される場合を除く。

- (7) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 規則第 132 条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和 39 年 8 月県告示第 707 号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第 49 条第 11 号イからトまでのいずれにも該当しないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更生手続開始又は再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価を行う事由

当該工事は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事であるが、発注者の指示する仕様に基づき、適切で確実な施工を確保できる技術力を保有しているか確認する観点から、企業及び配置予定技術者の技術的能力等に関する技術資料（以下「技術資料」という。）を求め、その内容と価格とを総合的に評価するものである。

(2) 総合評価の方法

提出された技術資料について、下記の評価項目及び評価基準に基づき評価点を与える。

イ 企業の能力について

評価項目	評価基準	配点	加算点
過去 15 年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	2	2
	類似工事の実績あり		1
	実績なし		0
過去 5 年度における工事成績評定の平均点	84 点以上	6	2
	81 点以上、84 点未満		1.5
	78 点以上、81 点未満		1
	75 点以上、78 点未満		0.5
	75 点未満又は評定通知なし		0
企業認定の有無	認定あり	1	1
	認定なし		0
過去 3 年度における山形県優良建設工事等顕彰歴（建設工事部門）の有無	顕彰歴あり	1	1
	顕彰歴なし		0

ロ 技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	加算点
過去 15 年間の主任（監理）技術者の施工経験	同種工事の経験あり	2	2
	類似工事の経験あり		1
	経験なし		0
過去 5 年度における主任（監理）技術者の工事成績評定の平均点	84 点以上	6	2
	81 点以上、84 点未満		1.5
	78 点以上、81 点未満		1
	75 点以上、78 点未満		0.5
	75 点未満又は評定通知なし		0
過去 2 年度における継続教育（CPD）の単位取得状況	各団体が推奨する単位数に相当する数以上	1	1
	各団体が推奨する単位数に相当する数の 2 分の 1 以上、当該相当する数未満		0.5
	各団体が推奨する単位数に相当する数の 2 分の 1 未満又は単位なし		0

主任(監理)技術者の実施証明書の有無	週休2日確保工事の実施証明書あり	1	1
	週休2日確保工事の実施証明書なし		0

ハ 地域貢献度について〈農業農村整備事業〉

評価項目		評価基準	配点	加算点
災害協定等の締結		県農地防災協定を締結している。	3	3
		県農地防災協定以外の県との災害協定等、又は市町村若しくは土地改良区との災害協定等を締結している。		2
		災害協定等を締結していない。		0
過去2年度実績の有無	多面的機能支払共同活動	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	5	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	企業の農業参入	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。		2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	総合支庁独自ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。		2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	除排雪ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。		2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	消防団協力事業所	消防団協力事業所の認定(提出時点で有効であること。)を受けている。		1
		消防団協力事業所の認定(提出時点で有効であること。)を受けていない。		0
	インターンシップ等	工事施工箇所が含まれている地域に本店を有し、インターンシップ等の受入れの実績を有している。		1
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域に本店を有し、インターンシップ等の受入れの実績を有している。		0.5
		受入れの実績を有していない。		0

ニ 評価値の算出方式

入札価格及び技術的能力等に係る総合評価は、標準点(100点)と、入札者の申込みに係る上記により得られた加算点(最大17点)と、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価した点(以下「品質等確実点」という。)(8点)の合計を、当該入札者の入札価格で除し、1,000,000を乗じて得た数値(ただし、入札価格が山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱に規定する調査基準価格を下回った場合は、品質等確実点を0点とし、標準点及び加算点の合計を調査基準価格で除し、1,000,000を乗じて得た数値とする。以下「評価値」という。)をもって行う。

(3) 入札参加資格の欠格

技術資料に虚偽の記載をした者並びに山形県農林水産部総合評価落札方式簡易Ⅱ型における事後

審査実施要領による「技術資料に係る自己評価申請書」を提出しない者及び当該申請書に予め記載された最大評価点を越える自己評価点を記載した者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

(4) 落札者の決定方法

次に掲げる要件を全て満たす者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

イ 入札価格が予定価格の範囲内にあること。

ロ 評価値が、基準評価値（標準点を予定価格で除し、1,000,000 を乗じて得た数値をいう。）を下回らないこと。

5 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

〒998-0112 山形県酒田市浜中宇八窪 1

山形県庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室総務担当 電話番号 0234-91-1250

6 入札参加資格の確認等

入札への参加を希望する者は、入札参加者の資格を確認できる書類、総合評価に係る技術資料及び技術資料に係る自己評価申請書を、次に掲げる期間内に、山形県庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室総務担当に持参又は郵送（書留に限る。）により提出するものとする。

(1) 受付期間 令和 8 年 9 月 25 日（金）から令和 8 年 10 月 2 日（金）まで（県の休日を除く。）

(2) 受付時間 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時（受付期間の最終日にあつては午後 4 時）まで

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款第 4 条による保証（保証金額は、契約金額の10分の 1 に相当する額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）とする。）を付すこと。

8 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の 2 の規定に該当する入札は、無効とする。

(2) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。

(3) この入札は、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(4) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐との兼務を認めない。

(5) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(6) 本工事における現場代理人は、落札者の申請に基づき発注者が承認するときに限り、別件工事の現場代理人との兼務を認める。

(7) この入札は、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易Ⅱ型総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書のほか、山形県農林水産部総合評価落札方式ガイドライン（令和 7 年 10 月 山形県農林水産部）、山形県農林水産部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱及び山形県農林水産部総合評価落札方式簡易Ⅱ型における事後審査実施要領によるものとする。

(8) 詳細については入札説明書による。